

令和６年度「石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）」に係る補助事業者募集要領

令和６年２月２０日
経済産業省資源エネルギー庁
資源・燃料部燃料流通政策室

経済産業省では、令和６年度「石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）」を実施する補助事業者を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年８月２７日法律第１７９号）（以下「補助金適正化法」という。）」、「交付要綱」をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に係る全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、経済産業省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（請負先、委託先以降も含む）に対して、不明瞭な点が確認された場合、補助金の受給者立ち会いのもとに必要に応じ現地調査等を実施します。その際、補助金の受給者から取引先に対して協力をお願いしていただくこととします。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年１０．９５％の利率）を加えた額を返還していただきます。併せて、経済産業省から新たな補助金等の交付を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。現在停止中の事業者は以下 URL にて公表されています。
https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第２９条から第３２条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。

⑤ 経済産業省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。

⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額１００万円未満のものを除く）に当たっては、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できません（補助事業の実施体制が何重であっても同様。）。

掲載アドレス：http://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について経済産業大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

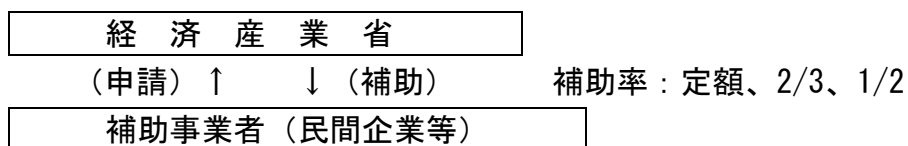
【1. 事業概要】

1-1. 事業目的

今後想定される大規模地震等に備え、特定石油ガス輸入業者に対して災害時石油ガス供給連携計画に基づく訓練の実施や中核充てん所の新設（充てん所の新設又は既存の充てん所に対象設備を導入することにより、2-4. 審査の観点の中核充てん所の要件を満たすもの）、既存の中核充てん所の機能拡充（非常用発電機の嵩上げ、貯蔵容量の増加）及び緊急時における地域の防災拠点となりうるオートガススタンドの設備更新に係る費用等を支援することにより、災害対応能力の向上を図る。

1-2. 事業スキーム

【例】直接補助事業の場合



1-3. 事業内容

①石油ガス地域防災訓練事業

石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第14条第4項の規定による災害時石油ガス供給連携計画に基づく防災訓練の実施及び石油ガスの防災対応体制の整備を行うため、同法施行規則第26条の6に定める各地域における特定石油ガス輸入業者等が中心となった協議体制の整備、地域防災訓練を実施する事業を行う民間団体等を募集します。

②石油ガス地域防災対応体制検討事業

中核充てん所の新設（充てん所の新設又は既存の充てん所に対象設備を導入することにより、2-4. 審査の観点の中核充てん所の要件を満たすもの）、既存の中核充てん所の機能拡充（非常用発電機の嵩上げ、貯蔵容量の増加）及び緊急時における地域の防災拠点となりうるオートガススタンドの設備更新を行う民間企業を募集します。

1-4. 事業実施期間

令和6年4月1日（交付決定日がそれ以降の場合は交付決定日）～令和7年3月31日

1-5. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす民間企業等とします。

※コンソーシアム形式による申請の場合は、幹事者を決めていただくとともに、幹事者が事業提案書を提出してください。（ただし、幹事者が業務の全てを他の者に再委託することはできません。）

①日本に拠点を有していること。

- ②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

【2. 補助金交付の要件】

2-1. 補助率・補助額

各事業の補助率及び補助上限については以下のとおりとします。

①石油ガス地域防災訓練事業

補助率：定額（10/10）

補助上限：3,000千円。

②石油ガス地域防災対応体制検討事業のうち、

- ・中核充てん所の新設

補助率：2/3

補助上限：20,000千円。

- ・既存の中核充てん所の機能拡充（非常用発電機の嵩上げ）

補助率：定額（10/10）

補助上限：5,000千円

- ・既存の中核充てん所の機能拡充（貯蔵容量の増加）

補助率：1/2

補助上限：3,000千円。

- ・既存の地域の防災拠点となりうるオートガススタンドの設備更新

補助率：1/2

補助上限：20,000千円

なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

2-2. 採択審査

補助金の採択審査は、提出資料について、「2-3. 審査の観点」に基づき、有識者等により構成される審査委員会において行います。

採択審査は非公開で提出資料（電子データ含む）により行います（提案内容に関するヒアリングは実施しません。）ので、不備のないよう十分ご注意ください。

2-3. 審査の観点

① 石油ガス地域防災訓練事業

② 石油ガス地域防災対応体制検討事業

(1) 石油ガス地域防災訓練事業のうち中核充てん所の新設を行う事業について

＜基礎審査＞

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格としその後の審査を行いません。

① 必要な提出資料がすべて提出されていること

② 補助事業を遂行するために必要な下記の要件を満たすこと

【中核充てん所の機能要件】

I 年間輸入量が50万トン以上の石油ガス輸入事業者、または年間販売量が概ね5万トン以上の石油ガス販売事業者（以下「事業者」という。）もしくは当該事業者と資本関係にある 関係会社等が所有していること。

II 貯蔵量30トン以上の貯槽及び200平米（㎡）以上のプラットホームがあること。III 国道など幹線道路の近くに位置していること。

IV 施設を所有又は運営する事業者は、都道府県を超えた2つ以上の営業拠点を持ち、災害時に、当該地域内で作成する共同計画に参画している他社からの要請に対し、地域外営業拠点からの増員などによる復旧・応援体制が、自律的に整えられること。

V 上記 I～IVの要件を満たしていない場合でも、地域における石油ガスの安定供給維持のため、Iの要件を満たす事業者と資本関係にあるか、または配送、供給契約等（当該充てん所が被災時、自社従業員が罹災した場合においても、当該充てん所を中核充てん所として稼働させるに足る人的支援を約する内容を含む、覚書・協定書も可）を締結している事業者が所有し運営する充てん所又は特に経済産業省が必要と認める場合に限り当該補助事業の対象とします。

【中核充てん所の設備要件】

I 石油ガス非常用発電設備／電力供給網が被災により遮断された場合においても、自らが貯蔵する石油ガスを燃料とする自家発電設備により、石油ガスの充てんを始めとした事業を継続出来る電力の確保が可能であること。

II 緊急用通信設備／被災により既存通信インフラが途絶もしくは接続が著しく困難になった場合においても、外部との連絡が取れる設備（総務省の認可を受けているもの）により、行政官庁等への連絡、報告が取れること。

III その他、被災時においても一定量の石油ガス供給が可能な充てん設備等。

＜加点審査＞

以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

① 既存の中核充てん所の運営を行う事業所からの道路距離が最も遠い位置で補助事業を

実施する事業者。

(2) 石油ガス地域防災訓練事業のうち既存の中核充てん所の機能拡充を行う事業について
＜基礎審査＞

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格としその後の審査を行いません。

- ①必要な提出資料がすべて提出されていること
- ②応募申請時に中核充てん所の保有又は運営を行っていること

機能拡充のうち、非常用発電機の嵩上げについては上記に加え、次の要件を満たすこと。要件を満たさない場合には、その提案は失格としその後の審査を行いません。

- ①各自治体において定めるハザードマップ（国土交通省「ハザードマップポータルサイト」を参照）において、水害危険地域として定められている地域で中核充てん所の保有又は運営を行っている事業者（非常用発電機の嵩上げを実施する場合に限る。）。

＜加点審査＞

以下の項目に基づき加点審査を行い、総合的な評価が高いものから順に採択を行います。

- ①既存の中核充てん所の運営を行う事業所からの道路距離が最も遠い位置で補助事業を実施する者。

(3) 石油ガス地域防災訓練事業のうちオートガススタンドの設備更新を行う事業について

＜基礎審査＞

次の要件を全て満たすものであること。要件を満たさない場合には、その提案は失格としその後の審査を行いません。

- ①必要な提出資料がすべて提出されていること
- ②応募申請時に地域の防災拠点となりうるオートガススタンドを保有又は運営を行っていること

＜加点審査＞

- ①液化石油ガスを燃料とする自動車向けのオートガススタンドであって、地震・津波・噴火その他の自然災害時において、地域防災の拠点となりうることについて説明が行われていること。
- ②ハザードマップ上の津波の危険地域でなく、かつ近隣にある同種のオートガススタンドから最も遠い位置で補助事業を実施する事業者に加点する。

- ①の事業については、補助対象経費の3／4以内とし、②の事業については、(1)

の事業については2／3、(2)の事業の中核充てん所機能拡充のうちかさ上げについては10／10、貯蔵容量の拡充については1／2、(3)については1／2とし、採択件数全件で140,826千円を上限とします。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、経済産業省と調整した上で決定することとします。

【3. 補助金の支払い】

3-1. 支払時期

補助金の支払いは、基本、事業終了後の精算払となります。

※事業が採択され、交付決定通知を受けた事業については、事業終了前の支払い（概算払）を行う際は、財務省の承認を受ければ可能です。資金繰りへの影響等を踏まえ、概算払いを希望する場合は、担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。

参考：概算払い手続に必要な書類フォーマットは以下 URL に掲載されています。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もありますのでご注意ください。

3-3. 実績報告書の提出時における実施体制把握

事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際は、別途、補助対象として経費計上しているもので、請負又は委託契約をしている場合については、契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料とします。

補助対象経費の計上の際、「外注費」、「委託費」は問いませんが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は対象外とします。

請負先または委託先からさらに請負又は委託をしている場合（再委託などを行っている場合で、税込み100万円以上の取引に限る）も、上記同様に、実施体制資料に記

述をしてください（再々委託先については金額の記述は不要）。

【実施体制資料の記載例】

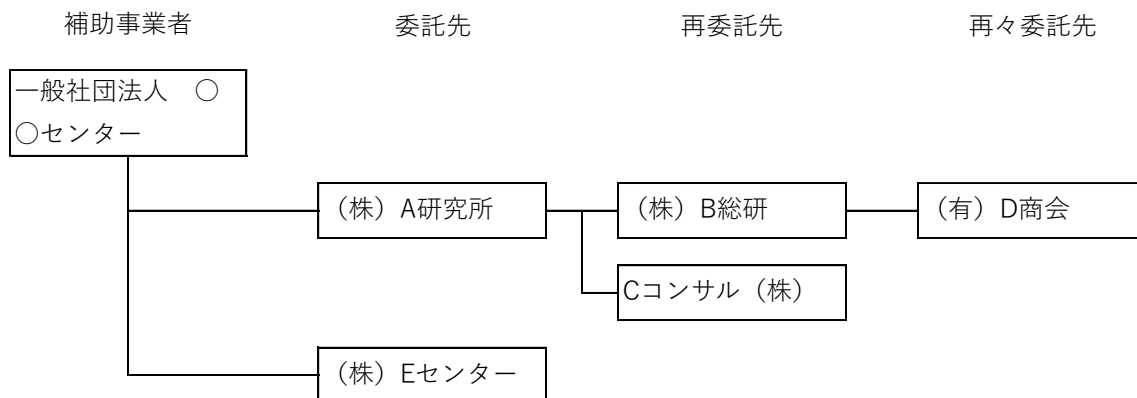
実施体制は原則、下記のように整理表で提示していただくとともに実施体制図もあわせて示してください。実施体制と契約先の事業者名、補助事業者との契約関係、住所、契約金額、契約内容がわかる資料であれば様式は問いません。

実施体制（税込み100万円以上の請負・委託契約）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額（税込み）	業務の範囲
（株）A研究所	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと
（株）B総研	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
Cコンサル（株）	再委託先（（株）A研究所の委託先）	上記記載例参照	上記記載例参照	上記記載例参照
（有）D商会	再々委託先（（株）B総研からの委託先）	上記記載例参照	記入不要（※）	上記記載例参照
（株）Eセンター	委託先	東京都〇〇区・・・	※算用数字を使用し、円単位で表記	※できる限り詳細に記入のこと

（※）（有）D商会は、補助事業者からみると、再々委託先になるので契約金額の記入は不要

実施体制図（税込み100万円以上の請負・委託契約）



【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和6年2月20日（火）

締切日：令和6年3月13日（水）12時必着

※J グランツを利用する場合、締め切り日の12時までに申請を実施したもの。

※電子メールの場合、締め切り日の12時までに到着が確認できたもの。

※郵送の場合、締め切り日の12時必着

4-2. 説明会の開催

説明会は実施しません。質問がある場合は、令和6年23日（金）18時00分までにメールで行うこと。質問がない場合であっても寄せられた質問及び回答を共有するので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を令和6年3月1日（金）18時00分までに登録すること。

4-3. 応募書類

- ① 補助金申請システム「J グランツ」で応募を受け付けます。J グランツでは、本申請を受け付けるとともに、J グランツで行われた申請等に対しては原則として、J グランツで通知等を行います。J グランツを利用するにはGビズIDの取得が必要です。GビズIDが取得できない場合は、郵送又は電子メールで申請してください。
※J グランツでの提出方法等の詳細はJ グランツに掲載しているマニュアルを参照してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

- ② 電子メールの場合には、以下の書類を「erupigas@meti.go.jp」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「令和6年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）申請書」としてください。
郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、「令和6年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）申請書」と記載してください。

- ・ 申請書（様式1）＜1部＞
- ・ 提案書（様式2）＜1部＞
- ・ 採択審査を行う上での必要書類＜1部＞

（民間団体等の概要（企業や団体等のパンフレット、定款、寄附行為など）、直近の財務諸表、その他（民間団体等の概要や提案内容を補足説明する資料など））

- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。

なお、応募書類は返却しません。

- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の実行費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となる場合があります。

4-4. 応募書類の提出先

応募書類はJグランツ、電子メール又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

<Jグランツの場合>

Jグランツにログインし、本補助金を検索の上、応募に必要な事項等を入力、添付して申請してください。

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<電子メールの場合>

「bz1-erupigas@meti.go.jp」宛

メールの件名(題名)を必ず「令和6年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの)申請書」としてください。

<郵送等の場合>

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室

「令和6年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金(石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの)」担当あて

※ Jグランツを使用する場合には設立登記法人及び個人事業主以外の申請者(登記法人ではない実行委員会、組合など)は、システム利用に必要なGビズIDの取得ができません。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、記入要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の日合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査・採択方法

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。採択にあたっては、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。

5-2. 審査・採択基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。ただし、審査基準⑤、⑧及び⑨を満たしていない事業については、他項目の評価にかかわらず採択いたしません。

① 「1. 事業概要」の「1-5. 応募資格」の内容を満たしているか。

- ② 提案内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案内容が本事業の目的に合致しているか。
- ④ 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑤ 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか。
- ⑥ 事業規模及び継続性
- ⑦ 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。
- ⑧ 本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
- ⑨ 本事業を円滑に遂行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑩ コストパフォーマンスが優れているか。また、必要となる経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。

5－3．採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

【6．交付決定】

採択された申請者が、経済産業省に補助金交付申請書を提出し、それに対して経済産業省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります（補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません）。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、補助事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7．補助対象経費の計上】

7－1．補助対象経費の区分

①石油ガス地域防災訓練事業

経費項目	内容
I．人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
II．事業費	職員等旅費、委員等謝金、委員等旅費、会議費、会場借料、通信運搬費、資料作成費、訓練広報費、消耗品費、緊急通信設備費、訓練機材費その他事業を行う上で特に必要と認められる経費

②石油ガス地域防災対応体制検討事業

経費項目	内容
I. 事業費	設計費、設備費、工事費、システム稼働確認費その他事業を行う上で特に必要と認められる経費

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ①消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ②免税事業者である補助事業者
- ③簡易課税事業者である補助事業者
- ④国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤国又は地方公共団体の一般会計である補助事業者
- ⑥課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の

返還を選択する補助事業者

【８．事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【９．その他の注意点】

- ①補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。また、交付決定後の補助事業に係る具体的経理処理、確定検査を実施する際に準備しておく資料等については、「補助事業事務処理マニュアル」において基本的事項を記述しておりますので、交付決定後、補助事業を開始される際に事前に内容を確認してください。
- ②補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について経済産業省との調整を経て決定することとします。
- ④補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【１０．問い合わせ先】

〒１００－８９０１ 東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 燃料流通政策室
担当：小菅
TEL：０３－３５０１－１５１１（４６６１）
FAX：０３－３５０１－１８３７
E-mail：bz1-erupigas@meti.go.jp

お問い合わせは電子メール又はFAXをお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和６年度石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上

(様式 1)

受付番号 ※記載不要	
---------------	--

経済産業省 あて

令和 6 年度「石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）」申請書

申請者	法人番号（＊）	
	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	
連絡担当窓口	氏名（ふりがな）	
	所属（部署名）	
	役職	
	電話番号 （代表・直通）	
	E-mail	

* 法人番号を付与されている場合には、13桁の番号記載し、法人番号を付与されていない
個人事業者等の場合には、記載不要。

(様式2)

受付番号

※記載不要

令和6年度「石油ガス流通合理化対策事業費補助金（石油ガスの流通合理化及び取引の適正化等に関する支援事業費のうち石油ガス地域防災対応体制整備事業に係るもの）」提案書

1. 補助事業の目的及び内容（事業の実施方法）
（1）補助事業の実施方法
* 募集要領の「1. 事業概要」の「1-3. 事業内容」の項目ごとに、具体的な実施方法及び内容を記載の上、補助事業の目的をどのように達成するか記載してください。 * 本事業の成果を高めるための具体的な提案を記載してください。
（2）実施体制
* 実施責任者略歴、研究員数等及び実施者の業務内容 * 外注、委託（コンソーシアム）を予定しているのであればその内容
（3）補助事業の効果
* 本事業を実施した場合、期待される効果を記載してください。
2. 補助事業の開始及び完了予定日（スケジュール）（1.（1）の実施が月別に分かること）
* 本事業の事業開始日（交付決定日）は、令和6年4月上旬頃になる見込みです。
3. 申請者概要
（1）申請者の営む主な事業
別添、会社概要（パンフレット）のとおり * 会社概要を作成していない場合、申請者の営む主な事業を記載してください。
（2）申請者の財務状況
別添、財務諸表のとおり * 特記事項等がある場合には併せて記載してください。
（3）事業実績

類似事業の実績

・事業名、事業概要、実施年度、発注者等（自主事業の場合はその旨）

4. 補助金見込額等

* 公募申請時点での見込みを記載ください。（採択後、経済産業省と調整した上で決定することとなります。）

○積算内訳

（単位：円）

経費区分及び内訳	補助事業に要する 経費	補助対象経費	補助金申請額
I. 事業費（補助率：3／4）			
II. 事務処理費（補助率：3／4）			
（1）人件費 （2）委員会費 （3）職員旅費 （4）会議費 等 * 募集要領の「7. 補助対象経費の計上」の「7－3. 補助対象経費からの消費税額の除外）のとおり補助対象経費は、原則、消費税等を除外して計上してください。			
III. 委託費（補助率：3／4） * 予定がない場合は、記載する必要はありません。			
合計（補助金見込額）			

* 補助率は、募集要領の「2. 補助金の交付の要件」の「2－2. 補助率・補助額」の記載のとおりとしてください。

補助金申請額の小数点以下の端数は切り捨てた金額を記載してください。

○資金計画

補助事業に要する経費 円

うち補助金充当（予定）額 円

（精算払までの期間は、自己資金で支弁予定

Or 自己資金での立替えが困難なことから概算払の要望有）

金融機関等からの借入れ（予定）額 円

（借入条件：補助事業取得財産の担保予定 有・無）

自己資金充当額 円

収入金 円

（該当する場合のみ記載のうえ、収入金の詳細について記載すること）